

ガン

(悪性新生物)と診断されたら、ローン残高が

0円になります。

初期のガン(悪性新生物)でもローンは**0円**に。

ガン(悪性新生物)と診断されたら、進行程度にかかわらず、診断給付金が支払われ、ローン残高が0円になります。

もちろん

治った後もローンは**0円**のまま。

診断給付金が支払われた後に、病気が完治した場合も、診断給付金をお返しいただく必要はありません。

おおそ2人に1人が「ガン」と診断されています。

【参考資料1】*一生のうちに「がん」と診断される確率

男性 (60.0%)

おおそ2人に1人

女性 (44.9%)

おおそ2人に1人

※公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計'14」より年齢階級別罹患リスク(2010年罹患・死亡データ)

ステージⅠなら5年生存率が9割以上のガンも!

【参考資料2】*ステージⅠのがんの5年相対生存率



※公益財団法人がん研究振興財団「がんの統計'14」より
全国がん(成人病)センター協議会加盟施設における5年生存率(2005~2006年診断例)

- お借入日から91日目以降に、生まれて初めてガン(悪性新生物)に罹患し、医師により診断確定された場合、診断確定時点のローン残高相当額が保険金として当行に支払われ、ローン残高が0円になります。
 - ◆保障開始日は、お借入日から91日目となります。保障開始日前に罹患したガンは医師による診断確定が保障の開始日以降であっても保障の対象となりません。
 - ◆[皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン]および[上皮内新生物(大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管などの非浸潤ガンを含む)]は保障の対象外となります。

診断給付金として
ローン残高(100%)相当額が支払われます。



▲初めてガンと診断

ローンお借入日 ※保障は91日目より開始

■お支払い対象となるガン(悪性新生物)の例

部位	ガン(悪性新生物)の種類
脳・神経	「悪性脳腫瘍」「悪性脊髄腫瘍」など
口腔・鼻・咽頭	「舌ガン」「鼻腔ガン」「咽頭ガン」など
呼吸器及び胸部	「喉頭ガン」「乳ガン」「肺ガン」「気管支ガン」など
消化器	「胃ガン」「食道ガン」「大腸ガン」「直腸ガン」など
肝臓・胆のう・すい臓	「肝臓ガン」「胆のうガン」「すい臓ガン」など
泌尿器	「腎臓ガン」「精巣(睾丸)ガン」「前立腺ガン」「膀胱ガン」など
婦人科	「子宮ガン」「乳ガン」「卵巣ガン」など
皮膚	「皮膚の悪性黒色腫」
骨・筋肉	「骨肉腫」「肉腫」など
血液・リンパ	「悪性リンパ腫」「白血病」「多発性骨髄腫」など
内分泌	「甲状腺ガン」「下垂体ガン」など
その他	「原発部位不明のガン」など

死亡・高度障害の保障(団体信用生命保険)

- ローン返済期間中に、死亡または所定の高度障害状態に該当した場合、保険金をお支払いし、ローン残高を保障します。
 - ◆保障開始日は、お借入日となります。

ガンおよび死亡・高度障害の保障 引受保険会社:カーディフ生命保険会社

すべてのガンが保障対象に!

上皮内ガン 皮膚ガン

生まれて
初めて

と診断
されたら

保険
金額

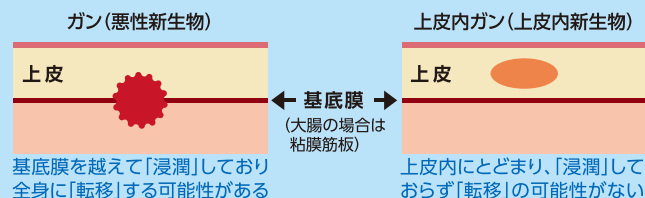
30万円
をお支払い
します。

- お借入日から91日目以降に、①上皮内ガンに罹患し診断確定されたとき、または②生まれて初めて皮膚ガン(皮膚の悪性黒色腫を除く)に罹患し、医師によって診断確定されたとき、保険金30万円をお支払いします。【お支払いはお借入期間を通じて1回のみです】
 - ◆保障開始日は、お借入日から91日目となります。保障開始日前に罹患した上皮内ガン・皮膚ガンは医師による診断確定が保障の開始日以降であっても保障の対象となりません。
 - ◆保障開始日前に生じた上皮内ガンを原因として診断確定を受けた場合でも、保障開始日からその日を含めて2年を経過した後に診断確定を受けたときは、その診断確定は保障開始日以後の原因によるものとみなしお支払いします。
 - ◆同一被保険者につき1口のみご加入できます。

「ガン(悪性新生物)」と「上皮内ガン」は区別されている。

【参考資料3】ガン(悪性新生物)と上皮内ガン(上皮内新生物)の違い

(イメージ図)

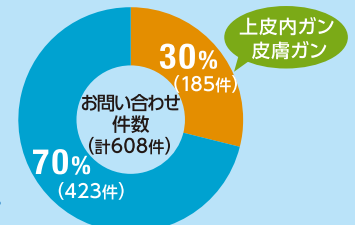


お客さまから寄せられた声

【参考資料4】

2014年に、カーディフカスタマーサービスセンターに寄せられた、ガン保障に関するお問い合わせのうち、

「上皮内ガン」「皮膚ガン」に関するものは約**30%**あり関心が高いことがうかがえます。



※カーディフ生命保険会社、カーディフ損害保険会社調べ
(カーディフ カスタマーサービスセンター入電記録実績(集計期間:2014年1月~12月)に基づく)

ガンの治療をサポート！

ガン先進医療 の自己負担金を

1回の療養につき最大500万円
通算最大 **1,000** 万円
まで保障します。

- お借入日から91日目以降に、生まれて初めてガンに罹患し診断確定され、所定の先進医療を受けたとき、技術料と同額（1回の療養につき500万円、通算1,000万円を限度）をお支払いします（陽子線治療など、公的医療保険では対象とならない高額な治療に備えることができます）。
- ◆お借入主がガンに罹患したことで、ローンが完済となり、保険契約が終了した後でも、ガン診断確定日から1年の間にそのガンを直接の原因として先進医療を受けた場合は、ガン診断確定日に先進医療を受けたものとみなし給付金をお支払いします。
- ◆保障開始日は、お借入日から91日目となります。保障開始日前に罹患したガンは医師による診断確定が保障の開始日以降であっても保障の対象となりません。
- ◆次の費用は対象外です。●公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担分を含む）●先進医療以外の評価療養のための費用、選定療養のための費用、食事療養のための費用、生活療養のための費用など、先進医療に係る技術料以外の費用
- ◆同一被保険者につき1口のみご加入できます。

■先進医療とは？

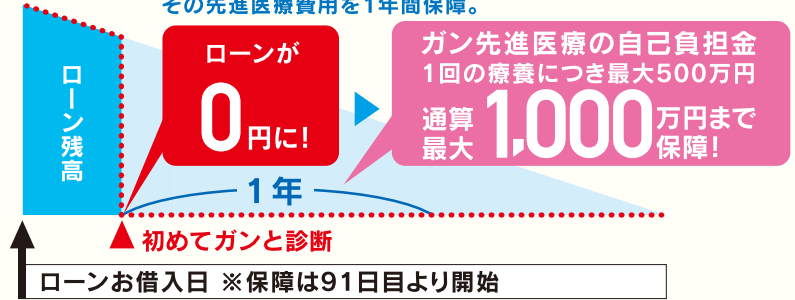
先進医療とは、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症（対象となる疾患・症状等）および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。現在認められている先進医療は107種類あります。（平成27年9月1日現在）

- 厚生労働大臣が定める先進医療および先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院、診療所は、随時見直しされるため、療養を受けた日時点で該当しない場合は、給付金のお支払い対象にはなりません。

■先進医療に係る費用は通常、全額自己負担

先進医療を受けた時の費用は、「先進医療に係る費用（技術料）」と一般の保険診療と共通する費用（診察・検査・投薬・入院料等）に分けられます。「先進医療に係る費用（技術料）」は通常、患者が全額自己負担することになります。

ガンと診断後、ガン先進医療を受けた場合にその先進医療費用を1年間保障。



ガン先進医療の実例

【参考資料5】

※先進医療に係る費用（技術料）は平均となります。

技術名	先進医療に係る費用（技術料）	治療件数
陽子線治療	2,635,433 円	2,916 件
重粒子線治療	3,086,917 円	1,639 件
ペメトレキセド静脈内投与及びシスプラチン静脈内投与の併用療法	1,089,378 円	99 件
樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法	1,049,323 円	96 件

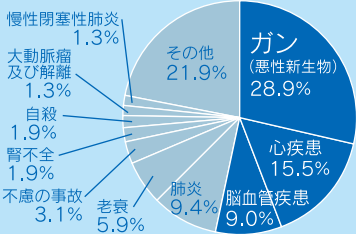
出所：中央社会保険医療協議会 先進医療の実績報告について（平成26年度実績報告より）

ガン先進医療特約 引受保険会社：カーディフ生命保険会社

脳卒中（脳梗塞・脳内出血） くも膜下出血）・急性心筋梗塞

で所定の状態^{※1}が60日以上
継続したら、ローン残高が **0** 円になります。

三大疾病は、日本人の2人に1人がかかる病気。



【参考資料6】

主な死因別死亡数の割合

ガン、心疾患、脳血管疾患は、日本人の約5割強の人が、一生のうちにかかる病気といえます。

厚生労働省 平成26年「人口動態統計」より作成
※【参考資料6】中の三大疾病（悪性新生物、脳血管疾患、心疾患）は、この保障でお支払い対象としている疾病と全く同一ではありません。

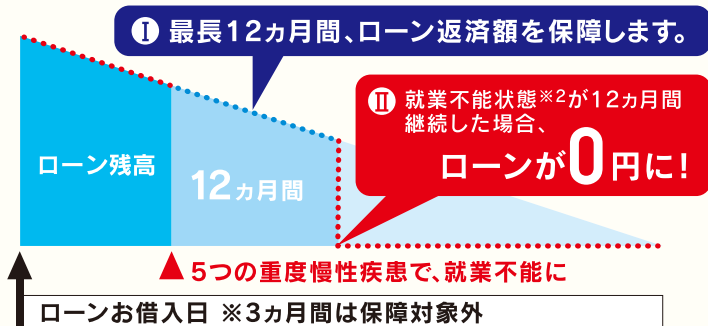


- お借入日から3ヵ月を経過した日の翌日以降に、脳卒中、急性心筋梗塞にかかり、初めて医師の診療を受けた日から、その日を含めて60日以上、所定の状態^{※1}が継続したと医師により診断された場合、診断時点のローン残高相当額が保険金として当行に支払われ、ローン残高が0円になります。
 - 保障開始日前に発病した場合、保障開始日以降に所定の状態^{※1}となっても診断給付金は支払われません。
- 保障開始日以降に、脳卒中、急性心筋梗塞により就業不能状態^{※2}となった場合、最長2ヵ月間のローン返済額を保障します。
 - 保障開始日前に発生した就業不能状態^{※2}は、保障開始日以降継続しても保険金の支払い対象にはなりません。
 - ローン返済日まで就業不能状態^{※2}が継続することが必要です。
 - ローン借入期間を通算して36ヵ月分をお支払い限度とします。
 - ◆保障開始日は、お借入日から3ヵ月を経過した日の翌日となります。

脳卒中・急性心筋梗塞の保障 引受保険会社：カーディフ損害保険会社

5つの重度慢性疾患

(高血圧症・糖尿病・肝硬変)
・慢性腎不全・慢性膵炎)も保障します。



- 保障開始日以降に、5つの重度慢性疾患で就業不能状態※2となり、
 - ① 就業不能状態※2が継続した場合、就業不能状態※2である期間中のローン返済額を最長12カ月間お支払いします。
 - ・ローン返済日まで就業不能状態※2が継続する必要があります。
 - ・ローン借入期間を通算して36カ月分をお支払い限度とします。
 - ② 就業不能状態※2が12カ月間継続した場合、12カ月経過時点のローン残高相当額をお支払いします。
 - ◆保障開始日は、お借入日から3カ月を経過した日の翌日となります。
 - ◆保障開始日前に発生した就業不能状態※2およびローン実行日前の発症による就業不能状態※2は、保障開始日以降継続しても保険金の支払い対象にはなりません。

5つの重度慢性疾患の保障 引受保険会社:カーディフ損害保険会社

リビングニーズ特約

余命6カ月以内
と判断されたら、ローン残高が**0円**になります。

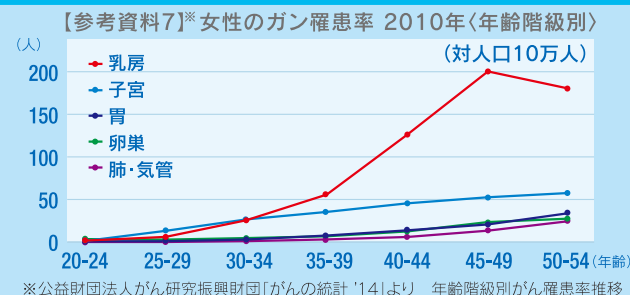
- ローン返済期間中に、医師の診断をもとに保険会社により余命6カ月以内と判断された場合、保険金をお支払いし、ローン残高を保障します。
 - ◆保障開始日は、お借入日となります。

リビングニーズの保障 引受保険会社:カーディフ生命保険会社

奥さまが女性特有のガン

(悪性新生物)
と診断されたら、**100万円**をお支払いします。

30代から50代の女性のガンは乳ガンが多い。

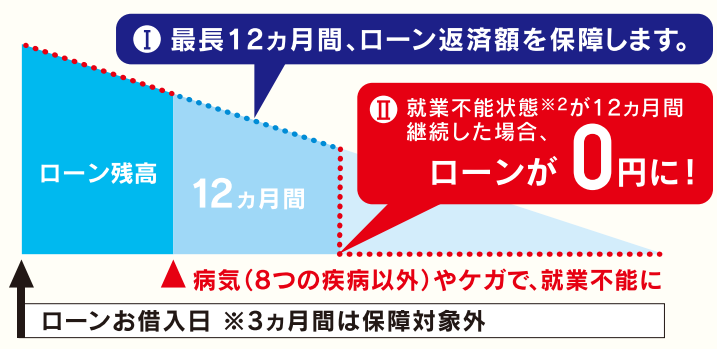


- ローン契約者の配偶者(お借入れ時の年齢が満20歳以上56歳未満の女性)が、お借入日から3カ月を経過した日の翌日以降に生まれて初めて乳ガン・子宮ガン・卵巣ガンなどの女性特有のガンに罹患し、医師により診断確定された場合、一時金100万円をお支払いします。
 - ◆上皮内新生物(乳管などの非浸潤ガンを含む)は保障の対象外となります。
 - ◆お支払いは、1回限りです。
 - ◆保障開始日は、お借入日から3カ月を経過した日の翌日となります。保障開始日前に罹患した女性特有のガンは、医師による診断確定が保障の開始日以降であっても保障の対象となりません。
 - ◆保障対象となる女性特有のガンの詳細は、「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」「注意喚起情報」でご確認ください。
 - ◆1口のみご加入できます。

奥さまのガン100万円保障 引受保険会社:カーディフ損害保険会社

ほぼすべての病気やケガ (8つの疾病以外) も保障します。

(注) 精神障害など一部保障対象外となるものがあります。



- 保障開始日以降に、病気(8つの疾病以外)やケガで就業不能状態※2となり、
 - ① 就業不能状態※2が継続した場合、就業不能状態※2である期間中のローン返済額を最長12ヵ月間お支払いします。
 - ローン返済日まで就業不能状態※2が継続する必要があります。
 - ローン借入期間を通算して36ヵ月分をお支払い限度とします。
 - ② 就業不能状態※2が12ヵ月間継続した場合、12ヵ月経過時点のローン残高相当額をお支払いします。
 - ◆ 保障開始日は、お借入日から3ヵ月を経過した日の翌日となります。
 - ◆ 保障開始日前に発生した就業不能状態※2およびローン実行日前の発症による就業不能状態※2は、保障開始日以降継続しても保険金の支払い対象にはなりません。

インフルエンザやノロウイルスなど身近な病気も保障の対象に!

インフルエンザやノロウイルスなど身近な病気で、入院または医師の指示により自宅療養(就業不能状態※2)となり、ローン返済日を迎えた場合、その月のローン返済額(ボーナス返済分も含む)を全額保障します。

カレンダー(例)

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	ローン返済日			

この月のローン返済額が
「ボーナス返済分」も含む
0円に!

インフルエンザで1週間の自宅療養

保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者が次の①～⑩のいずれかにより就業不能状態に該当したときは、保険金をお支払いできません。
 - ① 被保険者および保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の犯罪行為
 - ③ 被保険者の精神障害(注)
 - ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
 - ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ⑦ 被保険者の薬物依存
 - ⑧ 被保険者の妊娠・出産(妊娠に伴う合併症・異常分娩などは保障される場合があります)
 - ⑨ 頸部症候群(いわゆる「むち打ち症」)または腰痛でいずれも医学的他覚所見のないもの(原因の如何を問いません)
 - ⑩ 地震、噴火または津波
 - ⑪ 戦争その他の変乱

(注) 精神障害の例

アルツハイマー(Alzheimer)病の認知症	大麻類使用による精神および行動の障害	統合失調感情障害
血管性認知症	鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	その他の非器質性精神病性障害
他に分類されるその他の疾患の認知症	コカイン使用による精神および行動の障害	詳細不明の非器質性精神病
詳細不明の認知症	カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	躁病エピソード
器質性健忘症候群、アルコールその他の精神作用物質によらないもの	幻覚薬使用による精神および行動の障害	双極性感情障害(躁うつ病)
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの	タバコ使用(喫煙)による精神および行動の障害	うつ病エピソード
脳の損傷および機能不全ならびに身体疾患によるその他の精神障害	揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	反復性うつ病性障害
脳の疾患、損傷および機能不全による人格および行動の障害	多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	持続性気分[感情]障害
統合失調症	統合失調症型障害	その他の気分[感情]障害
詳細不明の器質性または症状性精神障害	持続性妄想性障害	詳細不明の気分[感情]障害
アルコール使用(飲酒)による精神および行動の障害	急性一過性精神病性障害	解離性[転換性]障害
アヘン類使用による精神および行動の障害	反応性妄想性障害	身体表現性障害
	精神障害、詳細不明	産後(産)に関連した精神および行動の障害、他に分類されないもの
		広汎性発達障害
		精神障害、詳細不明

特定疾病および重度慢性疾患保障対象外特約 引受保険会社:カーディフ損害保険会社

ファミリー交通傷害

ご本人およびご家族が交通事故による傷害で入院した場合、**1日2,500円**をお支払いします。

- ご本人およびご家族(配偶者および生計を共にする同居の親族)が交通事故による傷害により入院した場合に1日2,500円×入院日数分(180日が限度)の保険金をお支払いします。
- 次の傷害により入院をした場合に保険金をお支払いします。
 - ◆ 乗り物との衝突、接触などによる傷害 ◆ 乗り物の衝突、火災などによるケガ ◆ 駅改札内での転倒などによる傷害
 - ◆ 道路での工事用車両との接触や工事用車両の衝突、火災などによる傷害

※「乗り物」とは、交通のために使用される自動車、自転車、電車、航空機、船舶などのほか、ロープウェー、ボート、エレベーター、エスカレーター、ペーパークー、車椅子なども含まれます。
 ※保険金の支払いには制限条件があります。ご加入にあたっては「被保険者のしおり」に記載の「契約概要」[注意喚起情報]をよく読み、保障内容や保険金が支払われない場合等の不利益事項をご確認ください。

交通事故傷害保険 引受保険会社:カーディフ損害保険会社

※1 所定の状態とは…脳卒中:言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続した場合。 急性心筋梗塞:労働制限を必要とする状態が継続した場合。
 ※2 就業不能状態とは…入院または医師の指示による自宅療養等により、本人の経験・能力に応じたいかなる業務にもまったく従事できない状態。